

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において農林水産委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案5件、衆議院農林水産委員長提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、このうち、内閣提出法律案4件、衆議院農林水産委員長提出法律案、内閣提出承認案件が成立した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願12種類162件のうち、2種類25件を採択した。

なお、平成6年度畜産物価格の決定に当たり、「畜産物価格等に関する決議」を行っている。

〔法律案等の審査〕

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案は、近年における国民の価値観の多様化及び農山漁村地域の現状等にかんがみ、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進する必要があるため、6月22日、本委員会提出の法律案として提出することに決定した。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件は、昭和63年、第112回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、その全部を変更することとしたので、国会の承認を求めようとするもので、質疑を行い、全会一致で承認された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成16年3月31日まで延長して保安林の整備を図ろうとするものである。

本法律案は、細川内閣の総辞職に伴い、本法の有効期間である平成6年4月30日までに、その期間延長を内容とする内閣提出の法律案の成立を図ることが困難であると予想される一方、保安林の果たす役割が重要であることなどを背

景として、衆議院農林水産委員長から、内閣提出のものと同趣旨の法律案として提出されたもので、質疑を行い、全会一致で可決された。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長し、所要の措置を講じようとするもので、参議院先議であり、質疑を行い、全会一致で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものである。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものである。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、法律の適用対象への蚕糸業に関する普及事業等の追加、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これら3法律案を一括して議題とし、農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の創設の意義、農家負債の軽減策、森林整備活性化資金の創設とその効果、森林整備事業計画の拡大再編の必要性、農業改良助長制度の充実策、蚕糸業に関する普及事業の推進策などの質疑を行った。

質疑終局の後、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案及び林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案の両法律案はいずれも全会一致で可決された。なお、前者については5項目の、後者については4項目の附帯決議がそれぞれ行われた。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

〔決 議〕

本委員会は、3月29日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工

原料乳保証価格については、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること外6項目にわたる「畜産物価格等に関する決議」を行った。

〔国政調査・委嘱審査〕

6月2日、平成6年度の農林水産行政の基本施策について、加藤農林水産大臣から所信を聴取し、翌3日、質疑を行った。

ガット農業合意を受けての国内対策、米のミニマム・アクセス実施と減反政策のあり方、平成6年産麦価の算定方針などの問題が取り上げられている。

3月17日、米問題に関する件を議題として質疑を行い、米不足解消策、輸入米の安全確保とブレンド販売の理由、米備蓄などの問題が取り上げられた。

さらに、3月29日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、生産基盤の強化、酪農家の過重労働の是正、加工原料乳保証価格のあり方などの質疑が行われた。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度農林水産省関係予算の審査を行い、農林水産予算のあり方、食料安全保障の確保、新政策における価格政策の位置付け、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に対する欧米の対応姿勢、農協系統信用事業の健全性、食糧管理制度の基本、米部分自由化に伴う供給過剰対策、造林補助事業の労賃のあり方などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年3月8日(火) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年3月17日(木) (第2回)

米問題について畑農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成6年3月29日(火) (第3回)

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について畑農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきもの

と議決した。

(閣承認第2号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った

畜産物等の価格安定等に関する件について畑農林水産大臣及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成6年4月27日(水)(第4回)

理事の補欠選任を行った。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長竹内猛君から趣旨説明を聴き、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第8号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、無

反対会派 なし

○平成6年6月2日(木)(第5回)

平成6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について加藤農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成6年6月3日(金)(第6回)

理事の補欠選任を行った。

平成6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について加藤農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第47号)について加藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第47号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月22日（水）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案の草案について提案者青木幹雄君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

（閣法第27号）（衆議院送付）

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

（閣法第28号）（衆議院送付）

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上3案について加藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

（閣法第27号）（衆議院送付）

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第27号・閣法第28号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第39号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、無

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について加藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第8回）

請願第950号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第81号外136件を審査した。

農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（5件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※11	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 4. 25 (予)			6. 4. 5	未了		
※27	農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 6. 22 可決	6. 6. 22 可決	5. 20	6. 6. 6 可決	6. 6. 7 可決	
※28	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 6 可決	6. 7 可決	
※39	農業改良助長法の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 8	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 7 可決	6. 8 可決	
47	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	参	4. 1	5. 25	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	

• 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
5	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案	農林水産 委員長 (6. 6. 22)	6. 6. 22	6. 6. 22	/	/	6. 6. 22 可決	6. 6. 22 (予)	6. 6. 23 可決	6. 6. 23 可決	

• 衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
8	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案	農林水産 委員長 (6. 4. 27)	6. 4. 27	6. 4. 27	6. 4. 27 (予)	6. 4. 27 可決	6. 4. 28 可決	/	/	6. 4. 27 可決	

・ 国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
2	漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件	衆	6. 3. 11	6. 3. 11 (予)	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 3. 11	6. 3. 25 承認	6. 3. 25 承認	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫法の一部改正

農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、長期低利資金を幅広く供給する農業経営基盤強化資金を農林漁業金融公庫に創設することとする。
また、卸売市場資金の償還期限等の延長を行うこととする。

2 農業信用保証保険法及び農林漁業信用基金法の一部改正

農協系統等の資金を原資として、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、低利運転資金を融通する農業経営改善促進資金制度を創設することとし、農業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について所要の措置を講ずることとする。

3 農業近代化資金助成法の一部改正

農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度を引き上げることとする。

4 その他

金利改定の簡素合理化を図るため、自作農維持資金融通法、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法について所要の措置を講ずることとする。

〔附帯決議〕

最近の農業をめぐる厳しい状況に対処し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を幅広く育成し、活力と魅力ある農業を確立することは、農業政策の推進に当たっての喫緊の課題であり、このため、今後、金融措置の果たすべき役割は一層重要性を増している。

よって、政府は、本法の運用に当たり、次の事項の実現に努め、創設される総合的な融資制度が所期の目的を達成することができるよう万遺憾なきを期す

るとともに、負債対策を含め農業の経営体質の強化に努めるべきである。

- 1 市町村における基本構想の策定と農業経営改善計画の認定に当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づき地域の実情等が十分反映されるよう努めるとともに、農業経営に意欲と能力のある者が幅広く育成確保されるよう適切な指導に努めること。
- 2 農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金については、両資金が認定農業者に対して有効かつ迅速に融通されるよう万全の措置を講ずるとともに、特に貸付手続の簡素化を図ること。
- 3 農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえて適切に確保すること。
また、農山漁村振興基金等を通じて実施される農業経営基盤強化資金の利子助成については、当分の間、継続するよう努めること。
- 4 農業経営基盤強化資金等が計画に即して貸し付けられるよう、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。
- 5 経営改善の実現に資金の貸付けが効率的に機能するよう、営農指導体制を強化すること。
右決議する。

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正

農林漁業信用基金の業務の特例として、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、森林施業の合理化に寄与する造林についての措置を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うことを追加することとする。

なお、この資金の融通業務については、農林漁業信用基金は、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫と協定を締結し、これに従い行うこととする。

2 農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業信用基金との協定に係る資金の貸付けを行うときは、寄託金の受け入れをし、無利子で貸し付けることができることとする。

3 農林漁業信用基金法の一部改正

農林漁業信用基金が行う長期かつ無利子の資金の融通に関する業務については、農林水産大臣を主務大臣とすることとする。

〔附帯決議〕

我が国の森林資源は、1千万ヘクタールを超える人工林を中心に21世紀に向けて成熟過程にあるが、一方で林業生産活動は停滞の度合いを深めており、このため、林業の活性化を図り、森林の整備を促進することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、今回創設されることとなる造林に係る無利子資金制度が、森林所有者等の経営意欲を喚起し、林業生産活動を活発化させる金融措置として十分機能するよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

1 市町村、林業関係団体等による組織的な対応によって、森林所有者等に対し新たな無利子資金制度の周知徹底を図るとともに、林業経営改善計画認定等の手続の円滑な処理を進めるなど、本制度が積極的に活用されていくよう指導に努めること。

また、本資金の融資枠については、今後の需要実態に即応して、資金枠の確保等適切な対応を図ること。

2 林業就業者の減少、高齢化等の状況の下、森林整備の推進等を図る流域管理システムを確立していく中で、森林施業の担い手として森林組合を初めとする林業事業体の役割がますます重要となってきたことにかんがみ、これら事業体の経営基盤の強化を図る施策の充実に努めること。

併せて、技術向上等に必要な教育・指導の推進を図り、技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる人材の確保に努めること。

3 今後の造林施策を進めていくに当たっては、国民のニーズを十分踏まえ、造林地の実態に応じ、気象災害、病虫害等にも強い多様な森林の整備に努め

ることとし、広葉樹を含めた造林、複層林施業等の一層の推進を図ること。

- 4 成熟過程にある我が国の森林資源を適切に整備し、将来にわたって有効に活用していくため、高性能林業機械の導入等林業の担い手の育成確保を図る諸施策を充実するとともに、山村地域の生活環境の整備を一層進めること。

併せて、林業労働災害の発生を防止するため、林業労働に係る安全衛生意識の高揚、林業労働安全衛生対策の強化を図ること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、改良普及員等による普及指導の内容を充実するとともに、研修教育施設における研修対象者の拡大、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講ずるほか、法律の適用対象に蚕糸業に関する普及事業等を加えようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の目的において、農業に関する試験研究と普及事業の実施に関する基本的な方向を掲げることとする。
- 2 蚕糸業に関する普及事業を協同農業普及事業に統合することとする。
- 3 専門技術員が直接農業者に接して普及指導を行うことができるようにするとともに、都道府県が農業または農業に関連する事業について識見を有する者のうちから普及協力委員を委嘱する制度を創設することとする。
- 4 農業改良普及所の名称の地域農業改良普及センターへの変更、その事務への新規就農促進活動の追加、研修教育施設における研修教育の対象者の拡大等を行うこととする。

〔附帯決議〕

農業改良助長制度は、農業技術の開発・普及と農業者の生活の改善のために重要な役割を果たしてきた。

しかるに、近年の農業・農村をめぐる情勢は、農業労働力の非農業部門への流出、農業従事者の兼業化、高齢化の進行等により、農業の担い手不足が深刻化するとともに、中山間地域においては、農業の生産活動の停滞等により、地

域社会の活力が低下しつつあるなど極めて厳しいものがある。このような中で、経営感覚に優れた農業経営の育成、構造政策の推進等の重要性がさらに増大する一方、国民の環境に対する意識の高まりに伴い、農業が有する環境保全機能の発揮についての要請が強まってきている。このため、今後も、協同農業普及事業の一層の充実を図ることが不可欠となっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法の目的として、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域の特性に即した農業の振興及び農村生活の改善が明記されたことを踏まえ、農業改良助長制度の運用に当たっては、その趣旨の具体化に努めること。
- 2 蚕業改良普及事業を協同農業普及事業に統合するに当たっては、養蚕農家に対する指導体制が後退することのないよう、人員の適正な配置、必要な予算の確保等に十分配慮すること。

また、我が国の伝統産業である蚕糸・絹業を支える養蚕業の今後の展開方向を明確化すること。

- 3 21世紀に向けて普及事業が新たな使命を十全に果たすため、普及事業に対する農業者の多様な要請に的確に応えられるよう、その制度としての安定性を確保しながら、普及協力委員制度の活用も含め事業推進体制の一層の整備、地域の特性に応じた普及指導活動の実施等その事業運営の充実に努めること。
- 4 普及職員が新たに担うこととなる役割の重要性にかんがみ、新しい技術、経営等の普及指導に係る研修の強化に努めること。

また、個々の普及職員の専門技術が十分活用できるよう適正な配置に配慮すること。

- 5 地域農業改良普及センターが地域農業の普及指導の拠点としての機能を十分果たせるよう、その連絡調整機能や情報提供機能等の整備充実に努めるとともに、関係機関等との連携を一層強化すること。

また、普及情報データベースの整備に努め、技術等の普及の迅速化を図ること。

- 6 農業者研修教育施設が次代の農業を担うべき人材を養成する中核的施設と

しての役割を果たすことができるよう、その研修教育内容の充実強化に努めること。

- 7 新規就農を促進するに当たっては、現在実施されている各般の新規就農促進事業との役割分担に配慮し、情報の提供、相談などに関し、相互に密接な連携を保ちつつ、普及事業の特質を活かした活動を実施すること。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長しようとするものである。

〔附帯決議〕

農産加工業は、農産物の重要な仕向先として、農業と密接な結びつきを有しているばかりでなく、食料の安定供給、地域経済の活性化等の面においても、大きな役割を果たしている。

しかるに、近年、農産加工業を取り巻く情勢は、輸入自由化に伴う競合製品の輸入の増加等国際化の進行、人件費等コストの増大、景気後退に伴う食料消費の低迷、価格競争の激化等一段と厳しさを増しており、農産加工業者はもとより原料生産農家にも大きな不安を与えている。

よって政府は、農業及び農産加工業の発展に資するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農産加工品の輸入自由化の進展等に伴い、農産加工業の経営に対するその影響は、今後更に強まることが予想されるため、本制度を初めとする関係諸施策の一層の充実とその十全な活用に努め、新商品・新技術の研究開発、事業提携等を促進して、農産加工業の経営体質の強化を図ること。
- 2 本制度の運用に当たっては、今後の情勢変化に即応して対象業種を追加指定する等適切かつ弾力的に対処すること。
- 3 農産加工業における輸入原料への依存や海外進出の進行に伴い、地域農産物の販路の確保が喫緊の課題となっている実態にかんがみ、原料生産農家の

経営安定を図りつつ、高品質な国産原料農産物を量、価格ともに安定的に供給できるよう、加工適性品種の開発・普及、栽培技術の確立、実需者ニーズの迅速な把握のための情報システムの整備等原料農産物供給体制の強化に努めること。

- 4 食品の安全性確保に対する国民意識の高まりにこたえるため、農産加工品の輸入増大に対応して、輸入検査体制の整備を一層促進すること。
右決議する。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案

(参第5号)

【要旨】

本法律案は、近年における国民の価値観の多様化及び農山漁村地域の現状等にかんがみ、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備等を促進するための措置
 - (1) 都道府県知事は、良好な農村の景観を形成していると認められる等の要件に該当する地域についての、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定めることとする。
 - (2) 市町村は、基本方針に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画を作成することができることとする。
 - (3) 市町村計画によって定められた整備地区内の土地所有者等は、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための協定を締結し、市町村長の認定を受けることができることとする。
 - (4) 国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、農業者の組織する団体またはその構成員が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保等の支援に努めることとする。
- 2 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

- (1) 農林水産大臣は、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人を、全国農林漁業体験民宿業協会として指定することができることとする。
- (2) 農林漁業体験民宿業者は、全国協会が農林水産大臣の認可を受けて定める適正営業規程に従って営業しようとするときは、全国協会の登録を受けすることができることとする。
- (3) 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業者を構成員とする非営利法人を、農林漁業体験民宿業者に対する指導等を行う農林漁業体験民宿業団体として指定することができることとする。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成16年3月31日まで延長して保安林の整備を図ろうとするものである。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、昭和63年第112回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その全部を変更し、平成6年度以降6年間に480港の漁港を対象として漁港修築事業を実施することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

〔附帯決議〕

漁港は、水産物の生産・流通・加工の基地であるばかりでなく、漁村住民の生活の基盤として、さらには、都市住民に憩いを提供する等の場として、重要な役割を果たしている。

よって政府は、漁港の整備に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 漁港の果たす役割の重要性と漁港整備の現状に十分配慮し、第9次漁港整備計画の完全実施のために必要な予算の確保等に最大限の努力を尽くすこと。
また、漁港の役割とその整備の必要性について、広く国民の正しい理解が得られるよう努めること。
- 2 国民の海への関心の高まりに対処し、生業である水産業との調和を十分勘案しつつ、都市住民とのふれあいに配慮した漁港の整備を進めるとともに、漁港利用料等の徴収のあり方を含め、漁港の適正な管理体制が整備されるよう指導すること。
- 3 漁村地域における生活関連公共施設等の整備の立ち遅れが、若年齢層の流出、後継者の減少、地域活力の低下等の重大な要因となっている現状にかんがみ、漁港漁村の環境整備のための事業を積極的に推進すること。
- 4 漁港整備事業の実施に当たっては、我が国周辺水域の高度利用と漁村地域の活性化等を促進する観点から、本整備計画と同じく平成6年度からの発足が予定される第4次沿岸漁場整備開発計画、沿岸漁業活性化構造改善事業及び新マリノバージョン構想と密接な関連をもって効率的に推進すること。
右決議する。

(5) 委員会決議

畜産物価格等に関する決議

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、牛肉の輸入自由化等の影響が顕在化する中であって、昨年12月、乳製品の関税化を初め、牛肉・豚肉の関税率引下げ等を含むガット・ウルグァイ・ラウンド農業交渉について政府が合意したこと等により、農家は一段と先行きにつき不安を感じている。

このため政府に対しては、いわゆる「新政策」に基づく諸施策を強力に展開すること等による畜産経営基盤の強化が望まれているところであるが、平成6年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、副産物価格の低迷、農家の営農意欲等を総合的に勘案し、また、長期にわたり生乳の生産調整を実施している実情を踏まえて、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、特定乳製品の需給動向と酪農経営の安定に配慮しつつ、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

- 2 豚肉・牛肉の安定価格については、再生産の確保を図り、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。
 - 3 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を十分考慮して適正に決定すること。
 - 4 畜産物の安定的供給と畜産経営の健全な発展を図る見地から、畜産物生産の新たな中長期目標の設定を検討するとともに、生産基盤の整備、担い手確保対策、環境保全対策の充実強化など総合的対策を講ずること。
 - 5 畜産経営の安定を図るため、生乳の需給調整機能の強化対策並びに国産ナチュラルチーズ生産振興対策、酪農ヘルパー制度等の充実などを講ずるとともに、子牛生産の拡大奨励対策、肉用牛肥育農家に対する経営安定対策、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤の強化対策、肉豚生産の生産性向上を図る特別対策等を引き続き実施すること。
 - 6 国産畜産物の消費拡大を図るため、新商品の開発、販売促進対策等を強化するとともに、原産国表示を含め表示の適正化を促進すること。特に、バターの過剰在庫の解消に努めること。
 - 7 牛肉輸入の急増が我が国食肉需給に悪影響を与えていることにかんがみ、その影響を緩和し、国産食肉の安定生産を確保するための適切な処置を講ずること。
- 右決議する。